

令和8年新居浜地区林野火災予防協議会議事録

1 日 時 令和8年1月27日（火） 14時00分～15時00分

2 場 所 新居浜市消防防災合同庁舎3階 会議室

3 出席者 19名（別紙のとおり）

4 欠席者 えひめ未来農業協同組合

5 傍聴者 なし

6 議 事
(1) 第1号議事 令和7年林野火災予防対策結果について
(2) 第2号議事 令和8年林野火災予防対策基本計画（案）について
(3) 第3号議事 その他

7 会議録

（1）開会

○事務局（予防課主幹）

定刻となりましたので、只今から、令和8年新居浜地区林野火災予防協議会を開催いたします。はじめに、当協議会会長であります、消防本部後田消防長からごあいさつを申し上げます。

（2）会長あいさつ

○消防長

新居浜地区林野火災予防協議会の開会にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。本日は、大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、本市の消防行政の推進に格別のご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年、本協議会は書面にて開催しておりましたが、昨年3月23日、今治市と西条市で発生した林野火災を受け、今回は皆さまにお集まりいただきました。この火災では、焼損面積が約481.6ha、4名の人的被害と今治市と西条市合わせて27棟の住宅に被害があり、発生から鎮圧までに9日、鎮火までに23日を要し、新居浜消防からは県内応援協定に基づき、12日間で、のべ138人の隊員が現地で活動するとともに、全国から緊急消防援助隊や自衛隊が派遣されるほどの、大規模災害となりました。

本市におきましては、昨年は、幸いにも林野火災の発生はございませんでしたが、今年に入り、西の土居町で2件の林野火災が発生し、合わせて約0.32aの山林を焼失しております。

林野火災の多くは、降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風などの気象状況となる春先を中心に発生しており、大規模な林野火災の発生リスクは対岸の火事ではございません。また、火災予防条例の改正により、今年1月1日から林野火災注意報・警報の運用が開始され、林野火災の発生原因の

多くを占める、野焼きに関する注意喚起の広報にも取り組んでいるところでございます。

このようなことから、本年も、3月・4月を山火事防止月間として、市民をはじめ入山者や山林周辺地域の方々に対する山火事防止の意識を高めていただくとともに、山火事ゼロを目標に各種対策を積極的に取り組んで参りたいと考えております。

終わりになりますが、今後とも本協議会の運営に対しまして、各関係機関の皆様方のご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、宜しくお願ひいたします。

(3) 出席者紹介

○事務局（予防課主幹）

ありがとうございました。

続きまして、本日ご出席の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。

なお、えひめ未来農業協同組合様につきましては、業務の都合のため欠席いたしますことをご報告いたします。

それでは、最初に愛媛県東予地方局森林林業課様から時計回りの順でお願いします。

………〈出席者の自己紹介〉………

ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

………〈事務局の自己紹介〉………

○事務局（予防課主幹）

それでは議事に入らせていただきます。

会議の議長は、規約により後田消防長にお願いいたします。

(4) 議事

○議長（消防長）

それでは、次第に従いまして議事の進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、第1号議案「令和7年林野火災予防対策結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（予防課長）

それでは、第1号議案「令和7年林野火災予防対策結果について」でございますが、昨年の林野火災予防協議会においてご承認いただきました基本計画をご覧ください。お手元の資料、1ページと2ページに掲載しております。

この基本計画に基づき実施した結果につきまして、ご報告いたします。

それでは、資料の4ページ、5ページをご覧ください。

まず、1.「特定区域の火気使用制限の実施」につきましては、制限区域、制限期間、制限事項、適用法令について、当該基本計画に基づき、各種方法により周知をいたしました。周知方法につきましては、市長公告をはじめ、以下、記載しているとおりでございます。

次に、2.「制札板、立て看板、のぼり等の設置」でございます。8ページ、9ページの折り込

み地図をご覧ください。赤の実線で囲んだ範囲が、制限区域でございます。

左端が河北山、中央が郷山、その下方が生子山、右端が長野山になります。

この区域内及び周辺に、制札板を 64 か所、大型看板を 1 か所、みんなの消火用水を 13 か所、県からの依頼による山火事防止看板を 37 か所、防火標識を 20 か所、それぞれ設置をいたしております。それでは、4 ページにお戻りください。

3. 「たばこの投げ捨て防止対策の推進」では、山林パトロール実施時に併せて広報を行いましたが、その場所といたしましては、市民の森、滝の宮公園、ほかで行っております。

次に、4. 「山林パトロールの実施」でございますが、10 ページをご覧ください。

当期間中、消防本部、署、消防団、関係機関において実施していただきましたパトロール状況を記載しております。各機関における実施状況につきましては、この後、各機関の皆様よりご報告いただきますが、当期間中、合計で 143 回、延べ人員 637 名の方々に実施していただいております。それでは 5 ページにお戻りください。

5. 「防火意識を高揚するための広報及び放送宣伝」でございますが、火気使用制限の周知を、広報誌や自治会広報塔等で行いました。

次に、6. 「初期消火のための「みんなの消火用水」の補充整備」につきましては、山林パトロール実施時などで、行っております。

最後に、7 の結果でございます。

「令和 7 年林野火災予防対策基本計画」に基づき、各関係機関の皆様のご協力を得て、林野火災の防止に取り組みました。今後におきましても、林野火災を防止するため、引き続き、市民の皆様には、本計画により、防火意識の普及高揚を図り、また各関係機関が一体となった林野火災予防対策を推進していくことが必要であると考えております。

以上が結果報告でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、昨年、各機関におかれまして、林野火災予防対策を計画・実施いただいたいると存じますが、その結果について、ご報告をお願いいたします。

まず、愛媛県東予地方局森林林業課様、お願いいたします。

○愛媛県東予地方局森林林業課

当林業課としましては 3 月 1 日から 7 日の全国山火事予防運動の一環としまして、山火事防止ポスターを各自治体や森林組合等に配布しております。市民の森他、里山周辺のパトロールを月 2 回程度治山林道工事現場監督に併せて実施しています。そして、製材工場訪問時や造林事業その他林業普及指導時に里山を中心に月 2 回程度のパトロールを実施して事業を推進しております。以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

続きまして、いしづち森林組合様、お願いいたします。

○いしづち森林組合

いしづち森林組合におきましては、10ページにある通りでございますが、山林への業務上調査に行くときに見回りを実施しました。職員については朝礼や月1回の労働安全会議にて火気の取り扱いについて周知いたしました。以上でございます

○議長（消防長）

ありがとうございました。

続きまして、住友金属鉱山（株）別子事業所様、お願いいいたします。

○住友金属鉱山（株）別子事業所

当事業所では、制限期間中、土日祝祭日及び最終日に金子山からテレビ塔付近にかけて山火事防止のテープをマイク放送しながら巡回を行い、入山者及び入山車両、表示類の確認を行いました。入山者の喫煙及び火気使用はなく、表示類に異常はありませんでした。以上でございます

○議長（消防長）

ありがとうございました。

次に、住友林業（株）新居浜森林事業所様、お願いいいたします。

○住友林業（株）新居浜森林事業所

当社におきましては、林野火災予防期間前に、立て看板、のぼり等の整備を二日間2名で実施いたしました。

また、河北山一帯で土曜日、日曜日及び祝祭日の雨天時以外で、3月は10日で10人、4月は9日で10人にて山林パトロールを実施いたしました。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市消防団様、お願いいいたします。

○新居浜市消防団

消防団でございますが、3月・4月の日曜日、祝祭日に、河北山、郷山、長野山、生子山において山林パトロール及び広報宣伝を行いました。全17分団合わせて、3月に38回、4月に36回、合計74回、延べ人員422名にて実施いたしております。以上でございます

○議長（消防長）

ありがとうございました。

次に、新居浜市婦人防火クラブ運営協議会様、お願いいいたします。

○新居浜市婦人防火クラブ運営協議会

婦人防火クラブでは、各地区で行われる防災訓練や文化祭などの催し物において、火災予防並びに、住宅用火災警報器の設置推進を目的とした広報として、リーフレット等の配布やアンケート調査などを実施しました。

また、昨年の12月6日には、イオンモール新居浜で開催したJAえひめ未来農協祭りにて山火事防止キャンペーンとして来場者に野焼きの注意喚起を行いました。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

次に、ティプロモーション推進課、お願いします。

○ティプロモーション推進課

市の広報全般を担当しておりますシティプロモーション推進課では、令和7年度11月号の市政だよりにおいて消防本部からの依頼に基づきまして、命と自然を火事から守ると題した山火事防止等に関する特集記事を掲載したほか、本年2月にも山火事予防に関する条例の一部改正を掲載しております。そのほか、ケーブルテレビ、市ホームページ、コミュニティFM各種SNSなど、様々な媒体を活用し、市民の皆様への注意喚起及び周知徹底を図ってまいりました。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、地域コミュニティ課、お願いします。

○地域コミュニティ課

地域コミュニティ課では、新居浜市の連合自治会の事務局を担当しておりますことから、消防本部と連携をいたしまして毎年各自治会に対しまして、林野火災を含めた火災予防への協力依頼を行っているところです。また、防災行政無線を利用して自治会の広報塔を通じて林野火災の規制区域や規制事項等についての広報を行い、周知を図りました。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、農林水産課、お願いします。

○農林水産課

農林水産課では、県や消防本部から配布されるポスターにて、火災予防の啓発を隨時実施しております。当課が所管しております長野山市民の森につきましては、常駐する管理人が毎日園内をパトロールしており、異常がある場合は都度連絡を受けるようにしております。

市民の森園内への消防自動車の進入を容易にするために国道11号線からの市民の森への進入路となっている林道長野山線道路上空に突き出ている枝木の伐採を実施しております。万が一の火災発生時に延焼を防止するため長野山に防火帯を設置しており、防火帯の除草作業を実施しております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、都市計画課、お願ひします。

○都市計画課

都市計画課におきましては、滝の宮公園又は山根公園が該当いたします。滝の宮公園におきましては職員の日々の巡視と業務委託でシルバーさんが常駐しておりますので清掃を含めたかたちにはなりますが、パトロールを実施している状況でございます。山根公園につきましては、管理人がおりますので業務の中でパトロールを兼ねて巡視をしております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、警防課。

○消防本部警防課

消防本部警防課で取り組みを行いました予防対策でございます。

まず、山林パトロールでございますが、毎月開催しております消防団の定例分団長会におきまして各消防分団に依頼をさせていただき、先程、消防団長からご説明がありましたとおり、3月と4月に行っていただいております。

次に、消防団の指揮統制と各分団相互の連携、また、火災防御技術の向上や付近住民の方々への山火事防止の普及啓発を目的に、山林火災防御訓練を毎年2月に実施しております。昨年2月の訓練は雨天のため、中止となりましたが本年は2月22日に実施予定でございます。

また、林野火災発生時の初動対応では、早期消火による延焼拡大防止措置が重要となりますので、県防災ヘリによる情報収集や空中消火活動を速やかに要請できるよう、平時より体制整備に努めています。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。
続きまして、北消防署。

○北消防署

北消防署の対策結果につきましてご報告いたします。

まず、山林パトロールにつきましては、火気使用制限期間の3月、4月の週末に、合計で8回、延べ人員32名にて実施いたしました。

また、3月からの規制に先立ちまして、昨年6月と12月に制限区域であります河北山の山林内や山すそに設置しております制札板や消火用水の調査を実施いたしました。

更新等の整備が必要なものについては、完了しております。
以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、南消防署。

○南消防署

南消防署の対策結果につきましてご報告いたします。

山林パトロールは制限区域を中心に、3月、4月の土曜日に実施いたしました。実施回数は、合計5回、延べ人員20名で実施いたしました。

次に、昨年12月に南消防署の管轄であります長野山、生子山、河北山につきまして、区域内の制札板、みんなの消火用水などの管理状況について調査を実施いたしました。

その結果、防火標識が2ヵ所不良であったため更新いたしました。そのほかは、全て良好でございました。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、北消防署川東分署。

○北消防署川東分署

川東分署の結果について報告いたします。まず、山林パトロールにつきましては、3月から4月末までの間、土曜日に山火事規制区域であります通称、郷山を中心に、また規制区域外でございますが又野から阿島、荷内までの山すそを計7回、延べ人員にいたしますと24名で実施しております。

昨年、12月に制札板、みんなの消火用水などの管理状況について調査しましたが、必要に応じて更新整備予定でございます。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。それぞれの機関におかれまして、予防対策を立て、実施をいただき、まことにありがとうございました。

先ほどの皆さんの報告について質問等はございませんか。

無いようでございますので続きまして、第2号議案に移りたいと思います。

「令和8年林野火災予防対策基本計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（予防課長）

それでは、お手元の資料、13・14ページをご覧ください。

「令和8年林野火災予防対策基本計画（案）」でございます。

まず、1.「特定区域の火気の使用制限の実施」ですが、15ページをご覧ください。令和8年山火事防止火気使用制限区域図（案）でございます。

図の左端の河北山が525ha、中央の郷山が106ha、その下方の生子山が10ha、右端の長野山が126haの4区域を制限区域と定める案でございます。

13 ページにお戻りください。

制限期間と致しましては、令和8年3月1日から4月30日までの間、制限事項は区域内での、たき火や草焼き、歩行中の喫煙や作業中のくわえ煙草の禁止。また、たばこの吸い殻などの後始末について制限をいたします。

次に、本計画の周知方法といたしましては、市長公告、市政だより等の広報誌への掲載、防災行政無線を活用した自治会広報塔による広報、制札板、山林パトロール等での広報を行い、市民の皆様に周知することといたしております。

なお、本計画の適用法令は、消防法第23条の規定に基づくものでございます。

14 ページ、2. 「制札板、立て看板、のぼり等の設置・補修」につきましては、補修等が必要な箇所を中心に補修作成することとし、

3の、「たばこの投げ捨て防止対策の推進」につきましては、山林パトロール実施時に、入山者に対しまして広報指導を行います。

次の4. 「山林パトロールの実施」につきましては、当期間中、消防本部・署・消防団・関係機関の皆様方により、市内各所で実施していただき、

5の、「防火意識を高揚するための広報及び放送宣伝」につきましては、先ほど申しましたように、各種広報媒体を通じて行う予定としております。

次に、6. 「初期消火のための「みんなの消火用水」の補充整備」につきましては、山林パトロール実施時に補充が必要なものについて実施いたします。

7. の「林業・農業関係者等における火気管理の徹底」につきましては、関係機関において、林業・農業関係者に対し、火気の使用に関する注意喚起を積極的に行っていくものでございます。

最後に、8. の「その他」でございますが、今回は特にございませんが、本年も、各種の予防対策を引き続き実施してまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願い致します。

以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

先ほど、事務局から説明のあった令和8年の基本計画（案）の中で、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

特に無いようでございますので、「令和8年林野火災予防対策基本計画（案）について」承認させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございました。

それでは各機関におかれましても、各種対策を計画されていることと思いますので、そのご予定について、発表をお願いしたいと思います。

まず、東予地方局森林林業課様。

○東予地方局森林林業課

森林林業課におきましては、3月の全国山火事予防運動の一環としてポスター等の配布を行って

広報していきたいと考えております。そして、市民の森他において治山林道工事現場がある場所もしくは過去にあった場所について現場監督や現地の治山施設の点検時に月1回から2回程度パトロールを行ってまいりたいと考えております。また、造林事業その他普及事業時、里山を中心に、そして、奥山においても保安林などの点検もしくは治山事業の推進に併せて月1回から2回程度の頻度でパトロールを行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、いしづち森林組合様。

○いしづち森林組合

いしづち森林組合では昨年同様、山林の見回りを業務と並行して実施していきたいと考えております。職員については、朝礼、月1回の労働安全会議等の場において注意喚起を行いたいと考えております。業務中に市民の方を見かけた場合は、火気の取り扱いの注意喚起を行うようにしたいと計画しております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、住友金属鉱山（株）別子事業所様。

○住友金属鉱山（株）別子事業所

昨年と同様に広報と巡回、表示類の確認を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、住友林業（株）新居浜森林事業所様。

○住友林業（株）新居浜森林事業所

当社におきましても今年度も昨年度と同様に、林野火災予防運動期間までに立て看板、のぼりの整備を行う予定です。山林パトロールにつきましても、河北山一帯で土曜日、日曜日、祝祭日の雨天日以外に実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市消防団様。

○新居浜市消防団

昨年と同様に山林パトロールを実施する予定です。

また、2月22日の日曜日、観閲式のリハーサル終了後、星越町にて川西地区・川東地区・上部地区合同で山林火災防御訓練を実施する予定です。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市婦人防火クラブ運営協議会様。

○新居浜市婦人防火クラブ運営協議会

婦人防火クラブにおいても、昨年と同様に、各校区で行われます防災訓練やイベント等の際に併せて、広報宣伝に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、ティップモーション推進課。

○ティップモーション推進課

これまでと同様に、消防本部と連携、協力しながら、市政だより、ケーブルテレビ、市ホームページ、コミュニティーFM、各種SNSに加えまして、令和7年8月から放送を開始しました市政広報テレビ番組を含めた多様な媒体を総合的に活用して、一人でも多くの市民の皆様に対して周知、山火事防止に関する注意喚起を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、地域コミュニティ課、お願いします。

○地域コミュニティ課

地域コミュニティ課におきましても、昨年と同様になりますが、制限期間に併せて消防本部と連携し、自治会の広報塔による広報や連合自治会の理事会におきまして林野火災予防の周知を徹底したいと考えております。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、農林水産課。

○農林水産課

農林水産課といたしましても昨年度と同様に、市民の森に限らず本課において管理している山林を中心に課員を挙げて予防対策の執行上、火気の取り扱い等に係る確認や監視を行ってまいりたい

と考えております。以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、都市計画課。

○都市計画課

都市計画課としましても昨年と同様に職員及び委託管理者によるパトロールになるかと思います。それに加えまして、滝の宮公園においては花見の時期等に警備員を配置いたしますので、その方々による火災予防についてのパトロールをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

各機関とも、今年も引き続き、宜しくお願ひしたいと思います。

続きまして、第3号議案「その他」についてでございます。

本日の議事の内容、又はこの場で協議することがございましたら、ご発言をお願いいたします。

○東予地方局森林林業課

近年SNSの発達によって、里山における山火事については一般の方からSNSに挙げられることが多く、その情報によって発生を早期に覚知することができます。SNSの情報を検知できるようなシステム化したアプリケーションなどを皆様ご存じではないでしょうか。偶然見つけることがありますが、早期発見に優位になるのでは思います。こういった取り組み等ございましたらお願ひいたします。

○議長（消防長）

ありがとうございます。先ほどのご意見について何かご意見のある方、いらっしゃいますか。

先ほどの意見について予防課の方で何かありますか。

○予防課（予防課長）

先ほどお話の合った自動で検知するアプリケーションについては存じ上げませんが、機会を見て調査研究したいと思います。ありがとうございます。

○議長（消防長）

予防課で有意義な情報等ありましたら、情報共有を図ってください。

他にどなたかご意見ございませんか。

それでは、ご意見等ないようですので事務局から報告がございますので、お願ひします。

○事務局（予防課長）

それでは、愛媛県が運用を開始した「愛媛県林野火災警戒アラート」と、火災予防条例改正に伴い運用を開始した「林野火災注意報・警報」について、ご説明いたします。

愛媛県が昨年5月に運用を開始した「愛媛県林野火災警戒アラート」は、二段階あり、市町単位で発令されます。第1段階目は、乾燥注意報発令中に最大風速5メートル以上が見込まれ、前後12日間の平均降水量が3ミリ以下の場合です。発令時は、県公式SNS、防災速報アプリ、愛媛県防災メールにて通知されます。この状態が4日間連続すると、第2段階目の「特別警戒アラート」に切り替わります。周知方法につきましては、第1段階目に加え、本市の防災行政無線での広報と、消防車両での広報宣伝を実施し、野焼き・たき火など、屋外での火気の使用に関する注意喚起を行います。

次に、火災予防条例改正により今年1月1日から運用を開始した「林野火災注意報」は、

- ・前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ前30日間の降水量が30ミリ以下
または、
- ・前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表された場合
に発令されます。

発令時は、庁舎電光掲示板での表示、市HPとLINE、facebookでの広報、県特別警戒アラート発令時と同様、消防車両での広報宣伝を実施いたします。そして、林野火災注意報発令中に強風注意報が発令されると、「林野火災警報」に切り替わります。周知方法は、注意報発令時に加え、防災行政無線で広報し、消防車両は広報宣伝と巡回を実施いたします。

林野火災注意報の解除時は、市HPとLINE、facebookで通知し、警報解除時は、それらに加えて防災行政無線で放送を実施いたします。

林野火災注意報・警報発令中の制限につきましては、市内全域を対象として、注意報発令中は、屋外での焼却行為等、火気の使用制限は努力義務ですが、警報発令中は、屋外での火気の使用取扱いは禁止となり、悪質な場合は罰金・拘留など罰則規定の適用もあります。

また、この条例改正に伴い、たき火等を実施する際は、あらかじめ「火災と紛らわしい行為等」の届け出が義務付けられました。

消防本部の対応につきましては、「林野火災注意報」と「愛媛県林野火災特別警戒アラート」が同時に発令された場合は「愛媛県林野火災特別警戒アラート」を優先し、「林野火災警報」と「愛媛県林野火災特別警戒アラート」が同時に発令された場合は林野火災警報発令時の対応を優先いたします。

以上で、「愛媛県林野火災警戒アラート」と「林野火災注意報・警報」についての説明を終わります。

○議長（消防長）

ありがとうございました。以上で議事の進行を終わらせていただきます。

それでは、事務局にお願いします。

○事務局（予防課主幹）

ご審議お疲れ様でした。

閉会にあたりまして、いしづち森林組合 代表理事組合長の伊藤様に閉会のおことばをお願いいたします。

(5) 副会長あいさつ

○いしづち森林組合

閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

大変熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。大変スムースに進行できましたこと、心からお礼申し上げます。

申すまでもなく山林火災によってこの地域の森林環境が崩壊いたしますと、大きな災害につながる訳でありますことから、皆様ご承知のとおりと思います。どうか大切な山林を努めて火災の起らないよう守っていただきたいとこのように思っております。

どうかよろしくお願ひ申し上げまして閉会のあいさつといたします。

(6) 閉会

○事務局（予防課主幹）

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年新居浜地区林野火災予防協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。ご解散ください。

令和8年新居浜地区林野火災予防協議会出席者名簿

構 成 員	出席者	
	職	氏 名
愛媛県東予地方局森林林業課	課 長	西 原 寿 明
いしづち森林組合	代表理事組合長	伊 藤 康 雄
住友金属鉱山株式会社別子事業所	安全防災 担当マネージャー	高 橋 裕 二
住友金属鉱山株式会社別子事業所		高 井 翔 伍
住友林業株式会社新居浜森林事業所		木 坂 政 義
新居浜市消防団	団 長	山 内 敏 夫
新居浜市婦人防火クラブ運営協議会	副会長	矢 菱 真 理
新居浜市企画部シティプロモーション推進課	課 長	吉 岡 奈津子
新居浜市市民環境部地域コミュニティ課	課 長	塩 崎 秀 一
新居浜市経済部農林水産課	課 長	菅 裕 二
新居浜市建設部都市計画課	課 長	町 田 京 三
新居浜市消防本部	消防長	後 田 武
新居浜市消防本部警防課	課 長	柴 田 三 輝
新居浜市北消防署	署 長	伊 藤 英 知
新居浜市南消防署	署 長	四 田 和 寿
新居浜市北消防署川東分署	分署長	森 淳
事務局 新居浜市消防本部予防課	課 長	宮 武 太 郎
	主 幹	古 川 友 三
	副課長	伊 藤 真 士